

日液協2第26号
令和3年2月8日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法施行規則等の
各種期限の延長について (お知らせ)

標記につきまして、2月5日付けで公布、施行されましたのでお知らせいたします。詳細については下記の経済産業省ホームページをご参照ください。

つきましては、会員各位におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【概要】

- (1) LPガス供給設備・消費設備の点検・調査及び周知の期限延長措置
 - 供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和3年2月5日から同年3月31日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4カ月延長
 - 認定販売事業者告示による5年・10年の点検・調査についても同様の延長
- (2) 認定販売事業者の保安確保機器の期限延長措置
 - 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置等について、令和3年2月から同年3月までに製造年月からそれぞれ定められた期間を経過する場合には、その期限を4カ月延長

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/02/20210205-01.html

以 上
発信手段：Eメール
担当：飯田、北邨